

亀山市 文化芸術 推進基本計画

「継承と創造」

令和4年3月
亀山市



はじめに

「継承と創造の文化芸術を育むまちをめざして」



亀山市は、国の史跡に指定された古代三関の一つである鈴鹿関跡をはじめ、^{こだいさんげん}国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された東海道伊勢国の宿場町である関宿など、古代より交通の要衝として育まれた歴史を有し、鈴鹿山脈が織りなす緑豊かな自然と温暖な気候に恵まれたまちです。

このような風土を礎に、平成23年4月より、文化振興の基本的な考え方を示すとともに、文化政策を効果的に推進するため、「亀山市文化振興ビジョン」を策定し、「かめやま文化年プロジェクト」など、3つのプロジェクトを軸とした様々な施策を展開してまいりました。

一方、現下の社会情勢は、少子高齢化や地域コミュニティの衰退、情報化の飛躍的な進展など変化の中であり、文化芸術と他分野との有機的な連携やSDGsの実現に向けた取組の推進など、文化芸術の新たな展開が求められています。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、文化芸術活動の自粛や縮小が余儀なくされ、文化芸術活動の在り方を大きく変えるものとなりました。

このような社会情勢の変化等に対応し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年12月に「亀山市文化芸術基本条例」を制定するとともに、このたび、「亀山市文化芸術推進基本計画」を策定しました。

本計画では、「多様な体験・鑑賞の機会の充実」、「市民の自主的な活動の支援等の充実」、「文化芸術の継承と活用」、「文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出」の4つの基本方針に基づく施策や取組を市民の皆様とともに力強く展開し、基本理念である「継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま」の実現を目指してまいります。

市民の皆様には、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、令和元年から3カ年にわたり熱心にご審議いただきました亀山市文化基本条例及び文化芸術推進基本計画検討委員の皆様へ、心からお礼申し上げます。

亀山市長

櫻井義之

目次

第1章 計画策定にあたって…………… 1

- 1 計画策定の背景と趣旨…………… 2
- 2 計画の位置づけ…………… 3
- 3 計画期間…………… 3
- 4 対象とする文化芸術の範囲…………… 4

第2章 文化芸術を取り巻く状況…………… 5

- 1 亀山市における文化芸術を取り巻く状況…………… 6
- 2 これまでの成果と課題の整理…………… 10

第3章 計画の基本的な考え方…………… 13

- 1 基本理念…………… 14
- 2 基本理念の実現に向けて…………… 15
- 3 基本方針…………… 16
- 4 条例と計画の関係…………… 17
- 5 施策体系…………… 18

第4章 施策の展開…………… 19

- 基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】…………… 20
- 基本方針2 市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】… 27
- 基本方針3 文化芸術の継承と活用【つたえる・つなげる】…………… 35
- 基本方針4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】… 40

第5章 計画の推進に向けて……………45

- 1 推進体制……………46
- 2 進行管理……………46

資料編……………47

- 1 亀山市文化基本条例及び文化芸術推進基本計画検討委員会……………48
- 2 策定経緯……………48
- 3 関係規程……………49

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成22年3月に制定した「まちづくり基本条例」及び平成23年3月に策定した「亀山市文化振興ビジョン（平成23年度～令和3年度）」に基づき、県内市町に先駆けて文化芸術に関する政策を推進してきました。これまで、「かめやま文化年プロジェクト」などを通じて、様々な取組を実施し、現代アートやミュージカル等、新たな創作活動が生まれるとともに、「鈴鹿関跡」が国の史跡に指定されるなど、創造の文化と伝統の文化の発展に繋がりました。

一方、わが国では、平成29年6月に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法（以下、「基本法」という。）」に改正され、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業など文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造に繋げていくことの重要性を明らかにしました。さらに、基本法に基づき、平成30年3月には文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

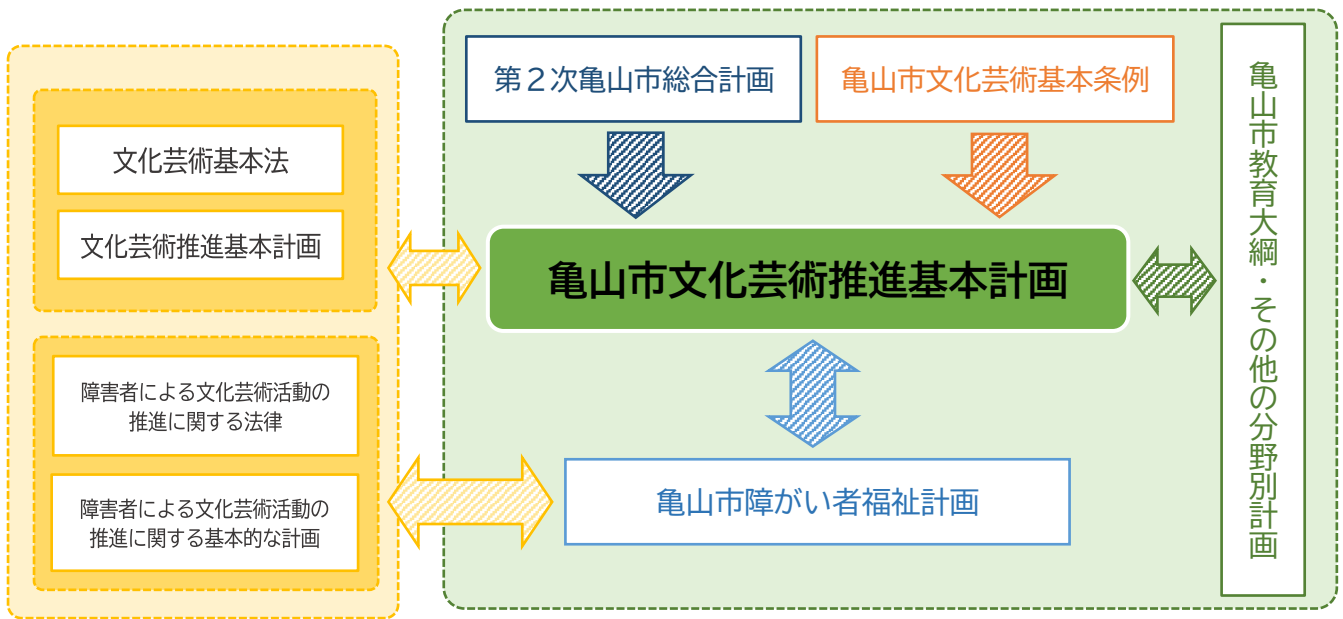
また、平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが定められました。

このような中、本市では、令和3年12月に「亀山市文化芸術基本条例（以下、「条例」という。）」を制定し、本市の文化芸術に関する施策に関し、基本理念や基本施策を定め、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしました。

以上の観点を踏まえ、条例第6条第1項に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第7条の2及び条例第6条第1項に基づき策定する「地方文化芸術推進基本計画」として定めるものとします。なお、第2次亀山市総合計画「グリーンプラン2025」を上位計画とし、「基本法」や国の「文化芸術推進基本計画」などを踏まえ、亀山市教育大綱やその他の分野別計画との連携を図ります。また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に基づき策定された「亀山市障がい者福祉計画」との連携を図ります。



3 計画期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。

ただし、本市を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、2027（令和9）年度を目途に改定を行うものとします。

2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2033 (R15)
第2次亀山市総合計画基本構想(9年間)									第3次亀山市総合計画基本構想(想定)					
前期基本計画(5年間)					後期基本計画(4年間)				前期基本計画(想定)(4年間)					
文化振興ビジョン(11年間)					文化芸術推進基本計画(9年間)									

4 対象とする文化芸術の範囲

本計画では、条例の定義に基づき、「基本法」が対象とするもののほか、市内の文化的な景観を加えた範囲とします。

■文化芸術基本法の範囲（参考）

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術 ^{※1}	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽及び出版物等	囲碁、将棋その他の国民的娯楽、出版物、レコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能



■市内の文化的な景観の範囲

文化的な景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地や

歴史的な街並み

（例示）坂本棚田、東海道の宿場町 等

^{※1} メディア芸術：文化芸術基本法において、「映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術」と定義され、複数の芸術や文化領域を包括的に定義しています。

第 2 章

文化芸術を取り巻く状況

1 亀山市における文化芸術を取り巻く状況

(1) 社会情勢の変化

■ 人口減少と少子高齢化の急速な進展

日本では、昨今の急速な少子化により人口が減少に転じると同時に高齢化が進んでいます。本市においても、少子高齢化が進んでおり、文化芸術活動を支えてきた団体や人材の減少、更には地域コミュニティの衰退などが問題となっています。

■ 情報化の飛躍的な進展による新しい社会の到来

昨今、インターネットやスマートフォンをはじめとする情報通信技術（ICT）が急速に普及し、我々の生活には無くてはならないものとなっています。また、交通や金融、公共サービス等の様々な分野での活用が進むことにより、少子高齢化や過疎化、経済格差など、社会課題の解決の手段となることも期待されています。

このような、著しく変化する社会状況の中で、これらの変化に対応したDX（デジタル・トランスフォーメーション）^{※2}等による文化芸術の新たな事業や情報発信の可能性を探る必要があります。

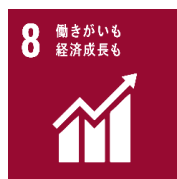
■ 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、日常生活に多大な影響が出ており、文化芸術活動においても、行事の自粛や縮小が求められ、以前のような活動が困難になりました。本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための「市が主催するイベント等の開催基準」に基づき、徐々に文化芸術活動の再開が進められています。今後は、ポストコロナ時代における新たな対応が求められています。

■ 持続可能な社会の実現に向けた取組の推進

2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）が全会一致で採択されました。SDGsは17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成され、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどを持続可能なものとするために、わが国を含む全ての国連加盟国が2030年までに取り組む国際目標となっています。本計画においても、SDGsの理念を踏まえ、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術を体感できるまちづくりを推進する必要があります。

【特に関連の深いSDGsのゴール】



※2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）：デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面で、より良い方向に変化させることです。

(2) 市内の文化芸術活動

市内では、市民が鑑賞や発表ができる様々な文化芸術活動が行われています。

【市内の主な文化芸術活動】(活動例)

分野	活動名	活動主体
芸術	亀山市民俳句会	亀山市、亀山俳句会
	亀山市民川柳大会	亀山市、亀山川柳会、いだがわ川柳会
	文化会館フェスタ	公益財団法人亀山市地域社会振興会
	芸文祭	亀山市芸術文化協会
	かめやま文化年プロジェクト	亀山市、かめやま文化年プロジェクト実行委員会、文化大使・林家菊丸氏
	さいまつコンサート	公益財団法人亀山市地域社会振興会、さいまつコンサート実行委員会、文化大使・寺岡清高氏
	亀山ミュージックジャンボリー	公益財団法人亀山市地域社会振興会、亀山ミュージックジャンボリー実行委員会
	名曲「峰の月」誕生の地邦楽演奏会	名曲「峰の月」誕生の地邦楽演奏会実行委員会
	定期演奏会	亀山少年少女合唱団
	亀山音楽祭	亀山音楽祭実行委員会、公益財団法人亀山市地域社会振興会、文化大使・原正美氏
	関宿スケッチコンクール	東海道関宿まちなみ保存会
	亀山市美術展	亀山市、名誉市民・中村晋也氏
	亀山トリエンナーレ	亀山トリエンナーレ実行委員会
	写真サークル合同写真展	亀山市芸術文化協会各写真サークル
	亀山ミュージカル	公益財団法人亀山市地域社会振興会、亀山ミュージカル劇団 KAMEμ (カメみゅ〜)、文化大使・小嶋希恵氏



亀山ミュージカル



亀山トリエンナーレ

分野	活動名	活動主体
メディア芸術	亀山市フィルムコミッション	亀山市フィルムコミッション実行委員会
	プロジェクションマッピング	坂下星見の会
伝統芸能	亀山薪能	亀山市、武田謳楽会
	能楽	かめやまこども能「輝」
芸能	漫談	亀山笑劇団
生活文化	食の祭典	亀山市自治会連合会
	亀山お茶まつり	亀山お茶まつり実行委員会
国民娯楽	関宿囲碁大会	関宿囲碁大会実行委員会
	子ども将棋大会	亀山児童センター
文化財等	かめやまはん おんりゅうぎ しんぎょう 亀山藩 御流儀 心形 とうりゅうぶげいがた 刀流武芸形	心形刀流保存赤心会
	加太かんこ踊り	加太市場自治会、向井盆踊り保存会、板屋羯鼓踊り保存会、加太中在家自治会、北在家タイコ踊保存会
	傘鉾	忍山神社奉賛会
	獅子舞	布気皇館太神社、三寺町自治会
	坂下獅子舞	坂下自治会
	羯鼓踊	川合羯鼓踊保存会、阿野田羯鼓踊保存会
	かんこ踊（羯鼓）	池山かんこ踊保存会
	片角神事麦の強飯	亀山神社
	山車	木崎町自治会、大裏町（北裏）自治会、中町三番町自治会、中町四番町自治会
	正調鈴鹿馬子唄	正調鈴鹿馬子唄保存会
	関宿案内ボランティア	関宿案内ボランティアの会
地域における文化芸術	関宿祇園夏まつり	関宿祇園夏まつり実行委員会
	亥の子	市内で実施する各自治会
文化的な景観	棚田あかり in 坂本	坂本棚田保存会
	亀山宿のガイド	亀山宿語り部の会

出典：亀山市



亥の子



能楽

(3) 文化施設等

本市では、文化芸術活動や交流ができる場として、文化会館をはじめ、地区コミュニティセンター等の市民文化系施設や歴史博物館等の社会教育系施設があります。

とりわけ、文化会館の大ホールは、本市の人口規模に対し、県下でも有数の客席数となっており、年間利用者数は平成23年度から平成30年度までに約9%上昇しましたが、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。

また、文化会館は、開館から37年が経過し、施設の設備の老朽化が顕著となっています。

【亀山市の主な文化施設等】

用途	施設名
市民文化系施設	文化会館、中央コミュニティセンター、各地区コミュニティセンター、鈴鹿馬子唄会館、市民協働センター、地区集会所、関文化交流センター、関町北部ふれあい交流センター、関宿散策拠点施設、関宿散策案内施設、関まちなみ文化センター
社会教育系施設	図書館、歴史博物館

※市民文化系施設、社会教育系施設は、亀山市公共施設等総合管理計画（平成29年3月作成）に基づく施設のうち市民が利用可能な施設を指す。

出典：亀山市公共施設等総合管理計画（平成29年3月作成）

(4) 文化財

本市では、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区や^{かめやまはんおんりゅうぎしんぎょうとうりゅうぶげいがた}亀山藩御流儀心形刀流武芸形をはじめ様々な文化財が選定及び指定されています。

【亀山市の文化財】（令和4年1月1日現在の件数）

種別	有形文化財		無形文化財	民俗文化財		記念物			伝統的建造物群保存地区	計
	建造物	美術工芸品		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物		
国指定文化財	1	1	0	0	0	3	0	0	1	6
県指定文化財	2	4	1	0	1	4	0	3	0	15
市指定文化財	11	57	0	5	10	15	4	8	0	110
計	14	62	1	5	11	22	4	11	1	131
国登録有形文化財	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5

出典：亀山市

- これまで、本市の文化芸術政策の方向性を体系化して示した計画として策定した「亀山市文化振興ビジョン」に基づき、「かめやま文化年プロジェクト」、「歴史的風致のまちづくりプロジェクト」、「未来に羽ばたく人づくりプロジェクト」を中心に文化芸術に関する施策を積極的に推進し、文化芸術活動団体と連携した「亀山トリエンナーレ」や「亀山ミュージカル」、名誉市民や文化大使と連携した事業など、市内で様々な文化芸術活動が育まれています。また、「歴史的風致維持向上計画」に基づき、旧亀山城多門櫓の復元修理や関の山車会館の整備など着実に歴史的風致のまちづくりも推進してきたところです。
- 基本法の改正の趣旨も踏まえ、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、あらゆる市民が、文化芸術に対する興味や関心を高め、身近に文化芸術に親しむ機会の充実を図る必要があります。特に、感受性が豊かな幼少期から学校などと連携し、多様な文化芸術に触れることのできる機会を充実させていく必要があります。
- 市内で開催される文化芸術に関する公演やイベント、文化芸術活動団体などの情報は、市民が文化芸術に触れ、活動を行っていく上で必要不可欠なものとなります。このことから、情報化の飛躍的な進展や新型コロナウイルス感染症への対応等の社会情勢の変化も踏まえつつ、様々なツールを活用して、効果的な情報発信を行っていく必要があります。
- 市内には、新型コロナウイルス感染症拡大を受けつつも、多種多様な文化芸術に関する団体が活動しています。市内の活動者が地域の文化芸術の担い手の中心であるため、人材の育成や担い手の拡大に向けての取組を充実させていく必要があります。さらに、ポストコロナ時代においても、市民が自主的で創造的な文化芸術活動を継続できるように活動の機会の充実や活動への支援などに取り組む必要があります。
- 本市には、文化会館や市民協働センター等の文化施設等があります。文化芸術活動の場として活用されていますが、設備の老朽化が進んでいる施設もあることから計画的かつ市民のニーズや地域の実情に合った整備を行い、文化芸術活動に対する施設の利用促進を図っていく必要があります。
- 本市では、文化財や地域に残る伝統芸能、生活文化並びに文化的な景観など、先人たちによって培われてきた地域固有の文化芸術が数多く存在します。これらは、本市の魅力や誇りにも繋がる非常に重要な役割を果たしており、今後も地域固有の文化芸術を失わぬよう継続して保存、継承に取り組んでいく必要があります。また、それらの魅力や価値を高めるため、更なる活用にも取り組んでいく必要があります。

○文化芸術は、豊かな創造力や感性を育む源泉であるとともに、新たな需要や高い付加価値を生み出す多様な可能性を持っています。そこで、文化芸術の役割を広げ、文化芸術の発展や魅力を高めるため、世代、地域、分野、国籍を越えたあらゆる交流に取り組むとともに、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げるため、教育、健康、スポーツ、福祉、産業、観光等、様々な分野との連携を図ることにより、市民の健康的な暮らしを支え、活力や魅力にあふれるまちづくりを推進していく必要があります。

これらの成果や課題を踏まえ、令和3年12月に本市の文化芸術に関する施策に関し、基本理念や基本施策を定めた「亀山市文化芸術基本条例」を制定し、さらに、本計画により具体的に取り組んでいきます。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1

基本理念

本市には、古代三関の一つである鈴鹿関すずかのせき、東海道伊勢国の宿場町である関宿など交通の要衝として育まれた歴史的な資源や「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」かめやまはんおんりゅうぎしんぎょうとうりゅうぶげいがたや地域のかんこ踊りなど時代を超えても、変わることなく継承されてきた文化芸術があります。また、鈴鹿山脈や棚田、里山等の美しい景観や地域の人々が生業として育ててきた亀山茶等の食文化など、地域固有の文化芸術も根付いています。

さらに、市民活動の活性化を図るため、「協働事業提案制度」や「市民活動応援制度」、文化会館による多種多様な自主文化事業などを展開することで、現代アートやミュージカルなど新たな文化芸術が創造されています。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大など近年の社会経済情勢は変化の中にあり、市民のライフスタイルや文化芸術を取り巻く環境などに多大な影響を与えています。今後も著しい変化が予想される中、市民一人ひとりがこれまでに培われてきた文化芸術を継承、発展させるとともに、新たな文化芸術を創造できるよう取組を進めることが重要です。

また、「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」を将来都市像に掲げる「第2次亀山市総合計画」と整合を図りつつ、その他の分野別計画とも連携を図りながら、市の文化芸術に関する課題を解決するための施策を展開することが必要となります。

このようなことから、本計画では、市民一人ひとりの自主性や創造性が尊重され、伝統ある文化芸術を継承、発展させるとともに、様々な人々や団体などの交流を通じて、新たな文化芸術が創造され、地域のにぎわいや魅力が創出されるまちをめざし、「継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま」を基本理念とします。

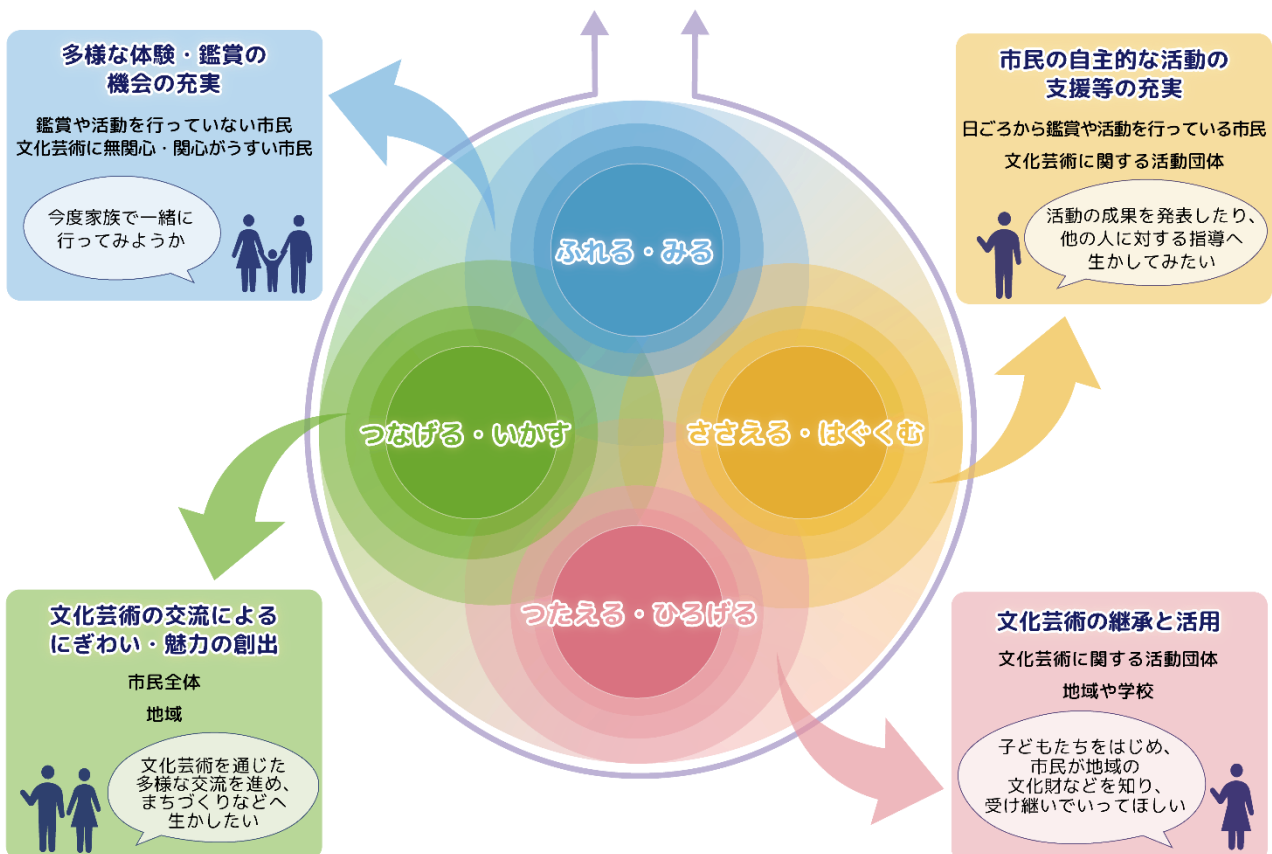
2 基本理念の実現に向けて

本計画では、4つの基本方針に基づく施策や取組を展開し、それぞれが相互に関わり合うことで市民の文化芸術活動をより活発にし、基本理念の実現をめざします。

基本理念

継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま

継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま



3 基本方針

市の文化芸術に関する課題を解決するとともに、基本理念である「継承と創造の文化芸術を育むまち かめやま」の実現に向け、4つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実

ふれる・みる

多彩な鑑賞や体験する機会を提供し、市民の文化芸術の意識を高めるとともに、文化芸術活動への参加を促進します。特に、感受性が豊かな幼少期から、子どもたちが様々な文化芸術を身近に感じ、触れることのできる機会の充実に努めます。

また、本市の魅力的な文化芸術を市内外へ伝えるとともに、市民が文化芸術に関する情報を十分に享受できるように、文化芸術に関する情報の積極的な収集及び発信に取り組めます。

基本方針2 市民の自主的な活動の支援等の充実

ささえる・はぐくむ

創造性や感性を育む本質的価値をもつ文化芸術を発展させるためには、それを担う人材を育てることが重要であることから、これらの人材を育成する取組を進めます。

また、文化芸術活動の機会や発表の機会を提供するとともに、市民が利用しやすい文化施設等の活用と充実に努めるなど、市民の自主的な活動の支援等を行うことで、文化芸術の推進を図ります。

基本方針3 文化芸術の継承と活用

つたえる・ひろげる

地域に残る文化財等を適切に保存・活用し、市の固有の財産として、市民だれもが誇りと愛着を感じることができるよう、次世代へ継承します。

また、歴史的な資源や景観、地域固有の民俗芸能などについても継承・活用に努めます。

基本方針4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出

つなげる・いかす

世代間や地域間、国際交流をはじめとしたあらゆる文化芸術活動の交流を積極的に進め、文化芸術の継承や新たな文化芸術の創造に繋がります。

また、教育、健康、スポーツ、福祉、産業、観光等、様々な分野と連携し、文化芸術の力を生かした取組を推進していくことにより、まちのにぎわいや魅力の創出へと繋がります。

4 条例と計画の関係

条例の各基本施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画においては、次の基本方針の中で取組を展開していきます。



5 施策体系

基本理念

継承と創造の文化芸術を育むまち
かめやま

基本方針1

多様な体験・鑑賞の機会の充実【ふれる・みる】

基本施策1 気軽に文化芸術に親しむ機会の充実

基本施策2 子どもの文化芸術活動の充実

基本施策3 文化芸術情報の収集及び発信の充実・工夫

基本方針2

市民の自主的な活動の支援等の充実【ささえる・はぐくむ】

基本施策1 文化芸術活動を担う人材の確保・育成

基本施策2 文化芸術活動への支援

基本施策3 文化芸術活動の環境づくり

基本方針3

文化芸術の継承と活用【つたえる・ひろげる】

基本施策1 文化財等の保存と活用

基本施策2 地域における特色ある文化芸術の継承と活用

基本方針4

文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出【つなげる・いかす】

基本施策1 文化芸術を生かした多様な交流の促進

基本施策2 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

第 4 章

施策の展開

基本方針1 多様な体験・鑑賞の機会の充実

ふれる・みる

基本施策1 気軽に文化芸術に親しむ機会の充実

現状と課題

文化会館では、年間20回程度の事業を計画し「文化会館自主事業数推移」のとおり実施しており、中央公民館では、年間30回以上の文化芸術に関する事業を実施しています。

また、文化施設等における事業にとどまらず、小中学校を中心にアウトリーチ活動^{※3}にも取り組んでいます。

令和2年に市民及び文化に関連した活動団体を対象に実施した亀山市の文化振興に関するアンケート調査（以下、「アンケート」という。）では、文化芸術に関する活動について「個人で活動している」、「団体に属して活動している」、「鑑賞や見学・参加のみ行なっている」と回答した人は合計で38.4%となっており、平成22年に実施した前回アンケート調査（以下、「前回アンケート」という。）よりも、3.4ポイント増加しています。

一方、令和2年に国が実施した「文化に関する世論調査」では、「1年間に文化芸術イベントを直接鑑賞したことがある」、「1年間鑑賞以外の文化芸術活動を実践したり、支援したことがある」と回答した人は合計で56.0%となっており、本市は国の調査結果より17.6ポイント低い結果となっています。

これらのことから、今後は誰もが文化芸術に興味を持ち、体験、参加ができるよう、環境を整えるとともに、更なる機会の充実を行うことが必要です。

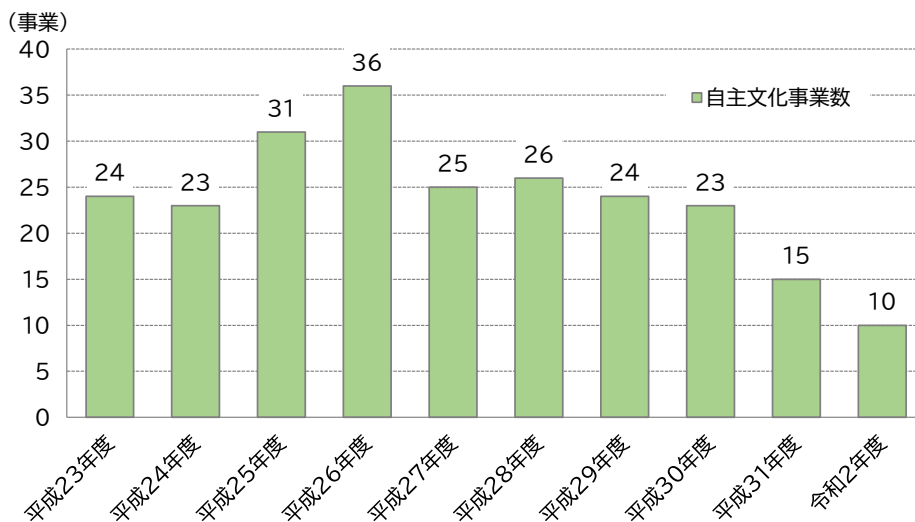
■ □ ■ □ ■ □ ■ これまでの事業例 ■ □ ■ □ ■ □ ■

- 文化会館による鑑賞・参加・体験型事業の実施（ワンコインコンサート、さいまつコンサート、ゴールデンウィークふれあいプランの実施）
 - 市美術展、市美術展特別講座の開催
 - 文化会館による小中学校へのアウトリーチ活動^{※3}の実施
 - 中央公民館の文化講座の開催
 - かめやま人キャンパス^{※4}の開催
 - 歴史博物館での企画展示、博物館講座の開催
- など

※3 アウトリーチ活動：文化・芸術に接する機会が少ない人々、自ら劇場などに足を運ばない人々などに対し、ホール、美術館及びアーティスト側から、様々な団体及び施設などに出向き、公演やワークショップなどの活動を行うことです。

※4 かめやま人キャンパス：3年間で1期として、実施する生涯学習講座のことで。

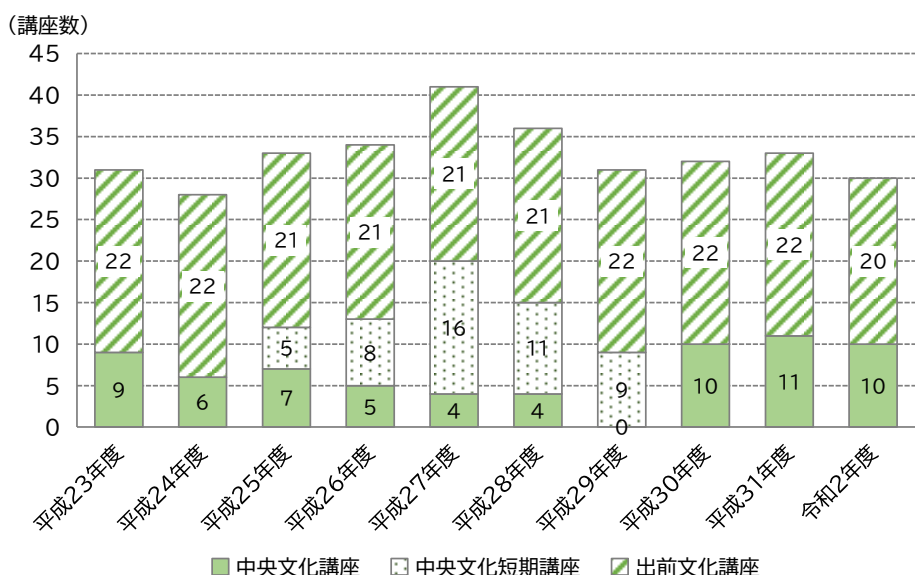
◆文化会館自主文化事業数推移



※平成26年度は、「かめやま文化年」初年度による新たな事業の実施のため増加しています。
 ※平成31年度、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の閉館や事業の中止のため減少しています。

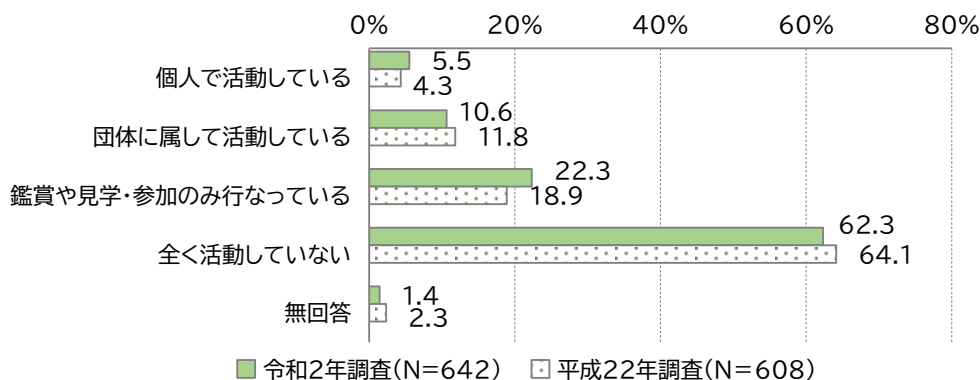
出典：亀山市

◆中央公民館講座数推移



出典：亀山市教育委員会資料から作成

◆文化芸術に関する活動の状況



出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

取り組み

- 市民が各ライフステージに応じて、文化芸術に親しむことができるよう、親子コンサートやワンコインコンサート、トップクラスのアーティストの講演など様々な文化芸術に親しむことができるよう、鑑賞の機会を充実します。
- 文化芸術活動へのきっかけづくりのため、市美術展特別講座や中央公民館の文化講座など参加型の講座をはじめとした文化芸術に参加・体験ができる機会を充実します。
- 文化芸術へより興味を持ってもらうため、これまでの小中学校のアウトリーチ活動に加え、各地区コミュニティセンターや福祉施設などに出向くことにより、さらに身近に文化芸術に触れ合える機会を充実します。
- 障がいの有無等に関わらず、文化芸術に触れることができるよう、障がい者が積極的に参加できる環境づくりを行います。



◆亀山市美術展



◆さいまつコンサート

基本施策2 子どもの文化芸術活動の充実

現状と課題

学校では、歴史博物館、文化財施設への社会見学の実施や校内における文化公演や音楽会など、子どもが文化芸術に触れる機会を提供しています。また、文化会館において、小中学校へのアウトリーチ活動や施設内での子ども向けの体験講座などを行っています。

アンケートでは、「子どもの文化芸術教育について何が最も必要であるか」について、「学校における芸術文化活動の体験の機会を充実する」と回答した人が34.4%と最も高く、次いで「祭りなど、地域の文化行事に親しみ参加する機会を多くする」が24.3%、「文化関連施設を活用して、子ども向けの芸術鑑賞の機会などを充実する」が13.6%となっています。

これらのことから、今後も継続して本市の文化芸術を活性化するためには、幼い頃から文化芸術の鑑賞や体験、参加の機会を通じ、豊かな創造力や感性を育み、未来の文化芸術の担い手育成を図る必要があります。

■ □ ■ □ ■ □ ■ これまでの事業例 ■ □ ■ □ ■ □ ■

- 小中学校による文化公演や音楽会、図工・美術展、小中書写展の開催
- 地域と連携した放課後子ども教室を通じた文化芸術活動の体験
- 文化会館による小中学校へのアウトリーチ活動の実施
- 歴史博物館、文化財施設への社会見学の実施
- かめやましファミリー読書リレーの実施
- ブックスタート事業^{※5}の実施
- 図書館による絵本の読み聞かせの実施 など



◆歴史博物館における社会見学

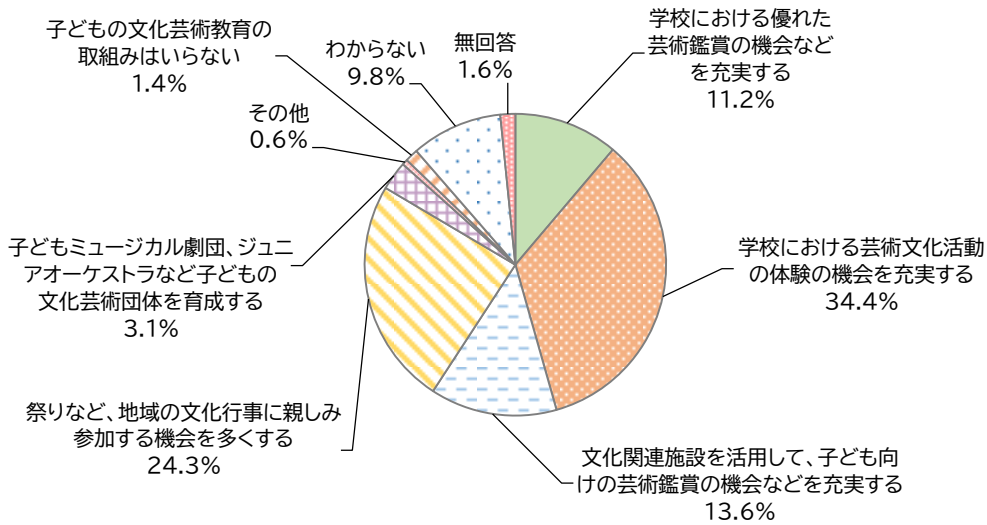


◆学校へのアウトリーチ活動

※5 ブックスタート事業：「赤ちゃん訪問」において、「赤ちゃんが保護者と豊かな言葉を交わしながら楽しいひとときを過ごすことの大切さ」や「地域が子育てを応援していること」などのメッセージを伝えながら「ブックスタート・パック」（絵本）を手渡しする事業のことです。

◆子どもの文化芸術教育について何が最も必要であるか

市民(N=642)



出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

取り組み

- 学校などにおいて、文化公演や音楽会等の様々な文化芸術を鑑賞、体験する機会を充実し、子どもたちの豊かな創造力や感性を育む取組を推進します。
- アクティブシニアの豊かな知識や経験を生かし、地域の文化祭等の文化行事や文化芸術に関する事業において、次世代を担う子どもたちを育成する取組を推進します。
- 学校や地域の身近な施設などにトップクラスのアーティストや専門家が出向き、実演や指導を行う機会を提供し、未来の芸術家の育成を図ります。
- 市民活動団体と協働した絵本の読み聞かせなど、乳幼児の頃から文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術への興味や関心に繋がります。
- 文化会館が実施しているゴールデンウィークふれあいプランと連携し、「子ども文化の日」を設けるなど、子どもを対象とした文化芸術に関する事業の拡充を検討します。

基本施策3 文化芸術情報の収集及び発信の充実・工夫

現状と課題

本市では、市広報紙や市ホームページ、行政情報番組などを中心に文化芸術に関する情報を提供しています。

また、文化会館ではTwitter（ツイッター）やFacebook（フェイスブック）等のSNS^{※6}を活用した情報発信にも取り組んでいます。

アンケートでは、「行政が率先して取り組むべきこと」について「文化に関する情報の発信」と回答した人が42.2%と最も高くなっています。また、「年齢別でみた情報収集方法」については、年齢によって違いがみられました。

そのため、誰もが入手しやすいよう文化芸術に関する情報を整理し、市内外へ効果的な情報発信を行っていくとともに、ポストコロナ時代に対応した、新たな情報発信を行う必要があります。

■□■□■□■ これまでの事業例 ■□■□■□■

- 市広報紙や市ホームページなどを活用した文化芸術に関する情報の発信
- 国や県などの文化芸術に関する情報の収集及び発信
- アクセシビリティ^{※7}に配慮した文化芸術に関する情報の発信
- 亀山市史を活用した文化芸術に関する情報の発信
- 文化会館のイベントニュースの配布 など



◆亀山市史

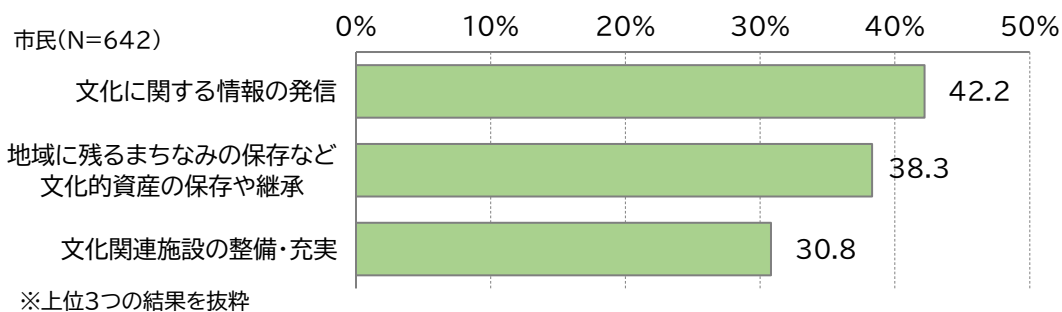


◆文化会館イベントニュース

※6 SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略で、インターネット上でネットワークの利用者同士が交流できるサービスのことで。

※7 アクセシビリティ：アクセスや利用のしやすさを意味します。

◆行政が率先して取り組むべきこと



出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

◆年齢別にみた情報収集方法

	広報	新聞	HP	SNS(フェイスブック、ツイッター)	TVやラジオ	その他	無回答
18～29歳(N=61)	34.4	8.2	18.0	55.7	31.1	4.9	9.8
30～39歳(N=96)	51.0	14.6	31.3	39.6	40.6	11.5	4.2
40～49歳(N=131)	55.0	30.5	38.2	26.7	38.9	6.1	3.8
50～59歳(N=87)	62.1	48.3	27.6	20.7	60.9	11.5	0.0
60～69歳(N=151)	62.9	61.6	19.2	10.6	60.9	6.6	3.3
70歳以上(N=113)	76.1	67.3	9.7	2.7	49.6	2.7	1.8

※年齢別でみたときに割合が最も高いものに濃い網掛け、2番目に高いものに薄い網掛けをしています。

出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

取り組み

- 広報紙や市ホームページ、SNS、デジタルサイネージ^{※8}等の様々な方法を活用し、文化芸術に関する情報の発信に取り組み、市民の文化芸術活動を促進するとともに、市の魅力向上を図ります。
- 国や県などの文化芸術に関する情報を収集し、市民の文化芸術活動の促進に繋がる情報を市民や関係団体などへ提供します。
- 文化芸術に関する情報を誰もが収集しやすいよう、アクセシビリティに配慮した発信に取り組みます。
- 身近に文化芸術に触れてもらえるよう、文化芸術に関する情報の一元化の検討を行うとともに、オンライン配信などを活用した発信の取組を検討します。

※8 デジタルサイネージ：屋外・店頭・公共空間・交通機関などで、ネットワークに接続したディスプレイなどの表示機器を使い、映像や情報を発信するシステムの総称。電子看板とも呼ばれます。

基本方針2

市民の自主的な活動の支援等の充実

ささえる・はぐくむ

基本施策1 文化芸術活動を担う人材の確保・育成

現状と課題

本市では、地域で活躍できる人材を育成する「かめやま人キャンパス」の開催や人材バンクへの登録促進等による人材の発掘や育成など、文化芸術を担う人材の育成や活動への支援に取り組んでいます。一方で、文化会館における参加型事業や市美術展などを通じて文化芸術活動を行う人の技術の向上にも取り組んでいます。

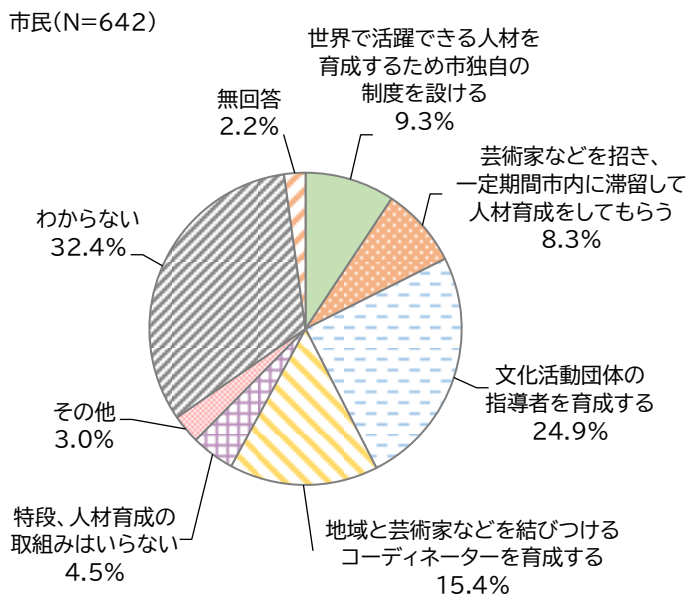
アンケートでは、文化芸術活動を発展させていくために「人材育成の取組について必要なこと」について、「文化芸術活動団体の指導者を育成する」と回答した人が24.9%と最も高く、次いで、「地域と芸術家などを結びつけるコーディネーターを育成する」が15.4%となっています。

これらのことから、本市の文化芸術活動を更に活性化させるためには、文化芸術への理解を深め、指導者を育成することが必要です。また、指導者として活躍する機会や、活動や指導にとどまらず、文化芸術のコーディネートを行う人材や文化芸術活動を支える人材の発掘、育成が必要です。

■ □ ■ □ ■ □ ■ **これまでの事業例** ■ □ ■ □ ■ □ ■

- 中央公民館講座の開催
 - かめやま人キャンパスの開催
 - 人材バンクへの登録の促進
 - 文化会館の参加型事業（さいまつコンサート、亀山ミュージカル等）への支援
 - 市美術展、市美術展特別講座の開催
 - 文化会館のボランティアの育成
- など

◆人材育成の取組について必要なこと



◆市美術展特別講座

出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

取り組み

- 文化芸術活動を将来にわたり次世代に引き継ぐため、講座やワークショップなどを通じて、様々な文化芸術の造詣が深まるよう、人材育成に努めます。
- 文化会館において、トップクラスのアーティストなどと触れる参加型事業を実施することで、文化芸術活動を行う人の意識や技術の向上に取り組みます。
- 文化芸術活動を行う人が市内で指導者として活躍できるよう、文化大使や地域のアーティストなどを活用した後継者の育成や定着に取り組みます。
- 文化芸術活動の更なる活性化に向け、文化芸術イベント等の企画や運営をマネジメントする人材や文化芸術活動団体間と行政との協働を促進する人材の発掘、育成に取り組みます。
- 文化芸術を支えるボランティア等の人材の育成に取り組みます。

基本施策2 文化芸術活動への支援

現状と課題

文化芸術活動は、市民が主役であることから、各主体が自立して創造的な活動を継続して行うことができるよう、協働事業提案制度や市民活動応援制度の推進、各種文化芸術活動団体への補助金（財政支援）を通して活動支援に取り組んでいます。

しかしながら、市芸術文化協会団体数は、平成23年度から令和3年度にかけて減少しています。

一方、令和3年度の市民活動応援制度登録団体数は、47団体であり、平成27年度と比較すると15団体増加しています。

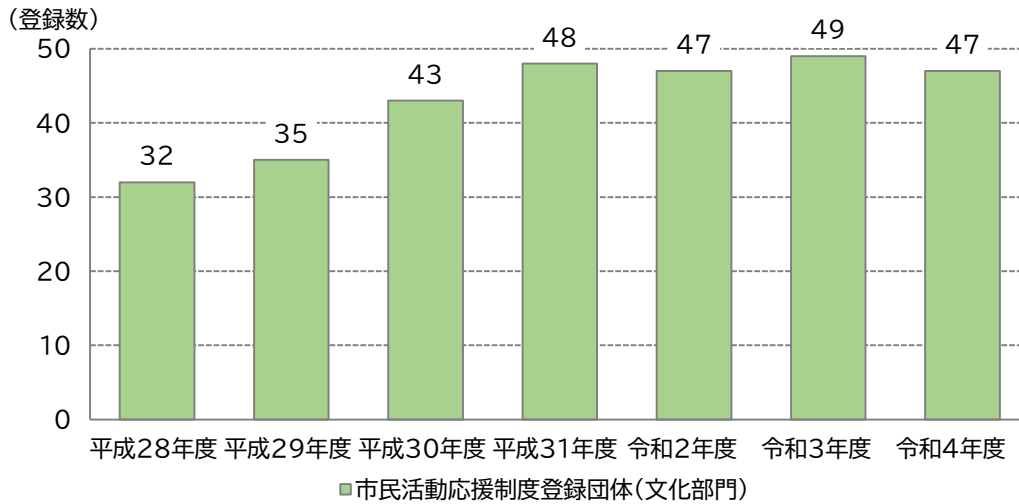
アンケートでは、「団体活動を進めていく上で感じている課題」について「会員の確保が難しい」、「会員に高齢者が多くなっている」、「組織の持続が難しい」が上位3つとなっています。また、これらの現状を解決するための「行政が率先して取り組むべきこと」については、「文化活動に対する財政的な支援」が43.2%と最も高くなっています。

これらのことから、これまで実施してきた活動支援の継続的な推進や団体の課題などに対する相談や助言ができる体制の整備、市と市民、文化芸術活動団体などとの連携・協働を促進することが必要です。

■ □ ■ □ ■ □ ■ **これまでの事業例** ■ □ ■ □ ■ □ ■

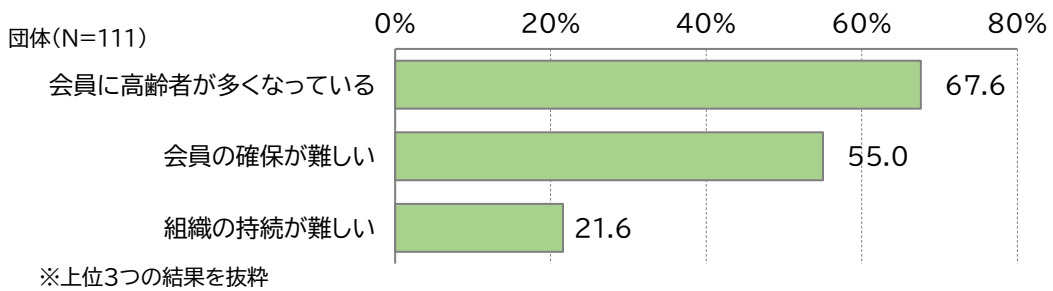
- 後援名義の使用許可
 - 市民活動応援制度の推進
 - 協働事業提案制度の推進
 - 文化芸術活動の企画・運営の相談
 - 市民参画協働事業推進補助金の推進
- など

◆市民活動応援制度登録団体（文化部門）



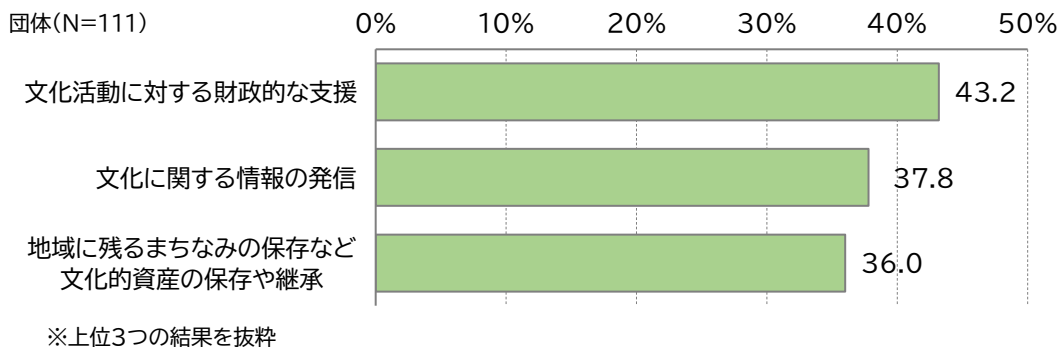
出典：亀山市

◆団体活動を進めていく上での課題



出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

◆行政が率先して取り組むべきこと



出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

取り組み

- 文化芸術活動団体などを対象とする国や法人などが創設した各種助成制度等の情報収集と提供に努めます。
- 文化芸術活動団体などに対して、自立した文化芸術活動の実施や新たな文化芸術の創造に必要な財政支援を推進します。
- 文化芸術活動団体の事業の企画・運営、活動に関する相談ができる体制の整備を図ります。
- 文化芸術の更なる推進のため、市民と市民、市民と行政等、各主体がそれぞれの持つ特性を生かしながら、役割分担、連携、補完、協力などを図る取組を推進します。
- 市が単独で実施するよりも効果的な事業を展開するため、実行委員会形式や委託等の手法により、市民や文化芸術活動団体の経験やノウハウを文化芸術活動に生かします。
- 文化芸術活動を行う企業や高等学校・大学との連携を検討します。

基本施策3 文化芸術活動の環境づくり

現状と課題

文化会館をはじめとする文化施設等は、文化芸術活動の拠点であり、身近に文化芸術の鑑賞や体験ができる場所として活用されています。特に、文化会館は、機能や役割が十分に発揮できるよう、施設の大規模改修やバリアフリー化を進めるとともに、指定管理者による管理・運営を行っています。

また、これまで、このような拠点を活用しつつ、市民の文化芸術活動に対し、様々な発表の機会が提供されています。

しかしながら、アンケートでは、文化関連施設における課題について「施設のことは知っているが場所がわからない」、「施設の設備が充実していない」と回答した人が多くなっています。

さらに、文化芸術活動団体の活動成果を市民などに発表する機会については、「発表する機会がある」が64.9%となっており、前回アンケートよりも16.8ポイント減少しています。

これは、令和元年度から2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、文化芸術関係の大会やイベントの中止が相次ぎ、活動成果の発表機会が失われたことが大きな要因であると考えられます。

これらのことから、文化施設等の更なる周知を図りつつ、年齢や障がいの有無等に関わらず活動ができるよう、引き続き文化芸術活動の環境を整備していくとともに、ポストコロナ時代に対応した活動成果の発表機会の充実を図る必要があります。

■ □ ■ □ ■ □ ■ これまでの事業例 ■ □ ■ □ ■ □ ■

- 文化施設等の改修やバリアフリー化の推進
- 指定管理者制度の実施
- 県、近隣市町の文化施設との事業連携及び情報交換
- 文化施設等の施設案内の発信
- 市美術展、市民俳句会、市民川柳大会の開催
- 文化会館による各種文化芸術事業への支援
- 障がい者の活動を発表するイベントの開催支援
- 老人福祉フェスティバル事業の開催支援

など

◆文化関連施設における課題

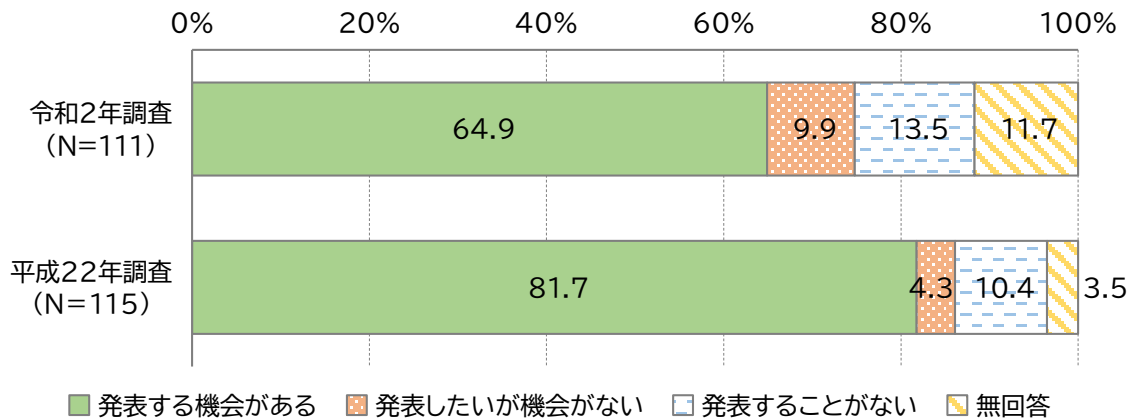
単位：%

(N=642)	①文化会館中央コミュニティセンター	②図書館 (亀山公園内)	③歴史博物館	④鈴鹿馬子唄会館	⑤市民協働センター「みらい」	⑥文化交流センター	⑦関宿旅籠玉屋歴史資料館	⑧関まちなみ資料館	⑨関の山車会館	⑩鈴鹿峠自然の家
施設の利用料金が低い	1.7	0.0	1.4	0.3	0.0	0.3	0.9	0.6	1.2	0.5
施設の利用手続きがわかりにくい	5.9	0.9	0.8	1.1	2.8	1.9	1.4	1.4	1.4	2.5
利用したい時間に利用できない	1.1	3.3	1.2	0.2	1.2	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6
施設のことは知っているが場所がわからない	1.9	0.9	3.3	8.9	4.2	6.2	5.8	6.1	6.7	7.5
交通の便が悪い	1.2	9.3	5.1	5.3	1.2	3.4	3.1	3.1	3.1	5.3
施設の設備が充実していない	7.5	19.3	7.8	2.8	3.1	3.0	1.9	2.0	1.7	3.7
事業内容に不満がある	3.4	2.0	3.7	1.4	1.9	1.2	1.7	1.4	0.9	1.9
職員の対応に不満がある	0.2	0.9	0.3	0.0	0.5	0.2	0.5	0.0	0.2	0.3
わからない	35.5	23.2	38.0	54.2	53.4	55.9	50.3	52.2	52.6	48.9
特に課題はない	29.9	29.1	25.2	11.5	16.0	12.6	18.7	17.4	16.5	14.8
無回答	15.1	15.9	15.9	16.5	17.8	16.4	16.4	16.5	16.4	16.8

※「わからない」「特に課題はない」「無回答」を除く項目において、上位2つとなっているものに着色

出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

◆団体の活動成果を公表する機会について(前回アンケートとの比較)



出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

取り組み

- 文化施設等について、感染症対策を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れつつ、計画的な改修を実施するなど、誰もが安心して利用できる施設整備に取り組めます。
- 文化会館は、県や近隣市町の文化施設との事業連携を図るとともに、文化芸術に寄与する民間活力を活用して管理、運営を行います。
- 市民が身近な場所でやりがいをもって文化芸術活動が実施できるよう、文化情報プラザ（図書館）の利用を進めるほか、公共施設の空きスペース、商業施設や空き店舗、空き倉庫などの活用による活動や発表の場の提供を検討します。
- 文化芸術活動の活性化のため、市広報やSNSの活用等あらゆるチャンネルの利用を検討して文化施設等の周知を図り、利用を促進します。
- 市美術展、市民俳句会や市民川柳大会等の発表機会のほか、多様な文化芸術の活動や成果発表の機会を創出し、市民の文化芸術活動を促進します。
- 障がいの有無等に関わらず、文化芸術活動が実施できるよう障がい者における活動成果を発表する機会の提供に取り組めます。

基本方針3

文化芸術の継承と活用

つたえる・ひろげる

基本施策1 文化財等の保存と活用

現状と課題

本市には、古代三関の一つである鈴鹿関^{すずかのせき}、東海道伊勢国の宿場町である関宿、三重県で唯一現存する城郭建築物である旧亀山城多門櫓等の有形文化財や亀山藩御流儀心形刀流武芸形^{かめやまはんおんりゅうぎしんぎょうとうりゅうぶげいがた}、かんこ踊り等の無形文化財が地域に数多く残っています。

近年では、鈴鹿関跡^{すずかのせきあと}は国の史跡指定、関宿は伝統的建造物群保存地区の選定を受け、学術調査や環境整備などを進めており、市内外にそれらの存在や重要性を示すとともに、他の文化財等と共に積極的に保存・活用に取り組んでいます。

また、アンケートでは、亀山市の中で誇りに思うことや愛着を持っていることについて、「文化的資産が多く残されていること」が65.4%と最も高く、「まつりなどの歴史的な伝統文化が多く引き継がれていること」が35.9%と3番目に高くなっています。

文化財等は、長い歴史と伝統の中で先人たちによって生まれ、守られてきた地域の歴史的資産であり、本市固有の文化芸術です。また、アンケート結果から、シビックプライド（本市への誇りと愛着）の象徴とも言えます。

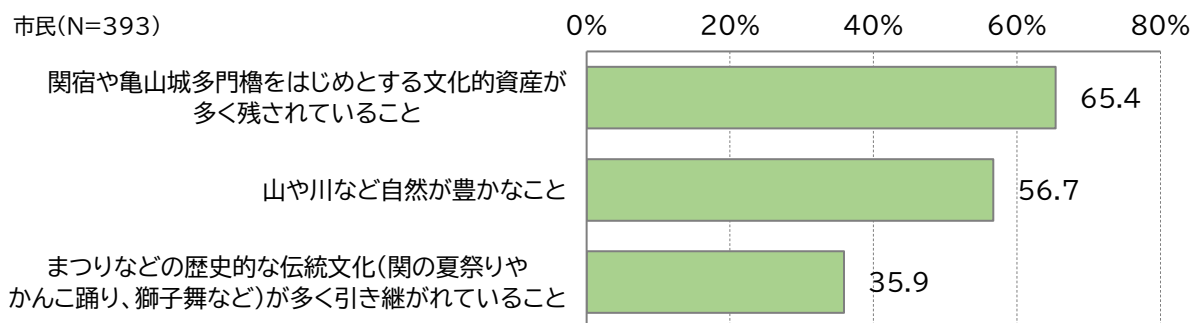
そのため、これらの文化財等を将来にわたって適切に保存するとともに、産業・観光をはじめ様々な分野との連携により活用の幅を広げることで、その魅力や価値を高めていく必要があります。

■ □ ■ □ ■ □ ■ **これまでの事業例** ■ □ ■ □ ■ □ ■

- 官民の文化財の保存修理、調査研究、活用の推進
- 学校との連携による体験学習や社会見学の実施
- 文化財の一般公開の実施
- 文化財に関する企画展の開催
- ボランティアガイドの育成

など

◆亀山市の中で誇りに思うことや愛着を持っていること



出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

取り組み

- 指定文化財の適正な保存、活用を行うとともに、新たな文化財等の指定に向け取り組みます。
- ^{すずかのせきあと}鈴鹿関跡、関宿伝統的建造物群保存地区などの公開にあたっては、AR（拡張現実）、VR（仮想現実）等を活用するなどのDX（デジタル・トランスフォーメーション）化を図ります。
- 学校や地域において文化財等を学習し、体験することができる機会を拡充し、子どもたちや市民が地域に伝わる文化財等の大切さを学ぶ機会を創出します。
- 歴史博物館が開催する企画展の内容の充実を図るとともに、文化会館や図書館等の文化施設等で文化財等について学べる場の創出を図ります。
- 市民の文化財保護活動への参加や文化財ボランティアの育成が図られるよう、関の山車保存会、亀山宿語り部の会、関宿案内ボランティアの会等の文化芸術活動団体を支援します。
- 市の観光協会や商工会議所が行うイベントや現代アートの祭典など文化財等の魅力を伝える催しの場として、建造物等の文化財を積極的に提供します。

基本施策2 地域における特色ある文化芸術の継承と活用

現状と課題

本市には、亥の子など地域固有の行事や民俗芸能、生活文化などが数多く残っており、これらは、亀山市史において記録化しつつ、発信に努めています。また、地域に残る坂本棚田や東海道の宿場町等の文化的な景観については、地域における人々の生活や地域の風土により形成され、保全されています。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域固有の行事などの特色ある文化芸術活動が縮小を余儀なくされています。

アンケートでは、伝統芸能や伝統行事等の地域固有の文化活動の伝承について、「文化活動を伝承すべき」が合わせて56.9%となっており、前回アンケートよりも8.4ポイント減少しています。一方、「興味や関心が低いのなら後継者が育たずに活動が途絶えてしまっても仕方がない」は20.6%となっており、前回アンケートよりも4.6ポイント増加しています。

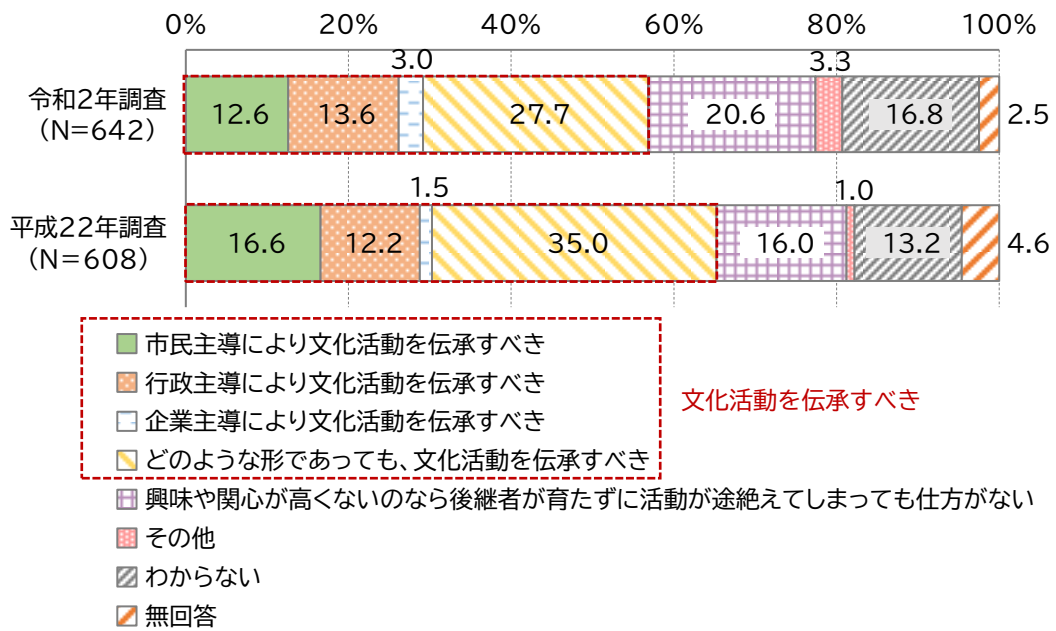
また、文化的な景観維持のために必要な取組については、「緑の街路や市街地における景観づくりなど、公共空間の整備」が34.7%と最も高く、次いで「建造物、史跡などの文化的資産とその周辺環境の保全」が24.6%、「神社やお寺などの森の維持や里山の保全」が12.3%と続いています。

これらのことから、地域固有の行事や民俗芸能、生活文化などについての市民の興味や関心を高めつつ、地域に残る文化的な景観を保全し、次世代に継承していくとともに、誰もがその魅力や価値に気づき、体感してもらう取組が必要です。

■ □ ■ □ ■ □ ■ **これまでの事業例** ■ □ ■ □ ■ □ ■

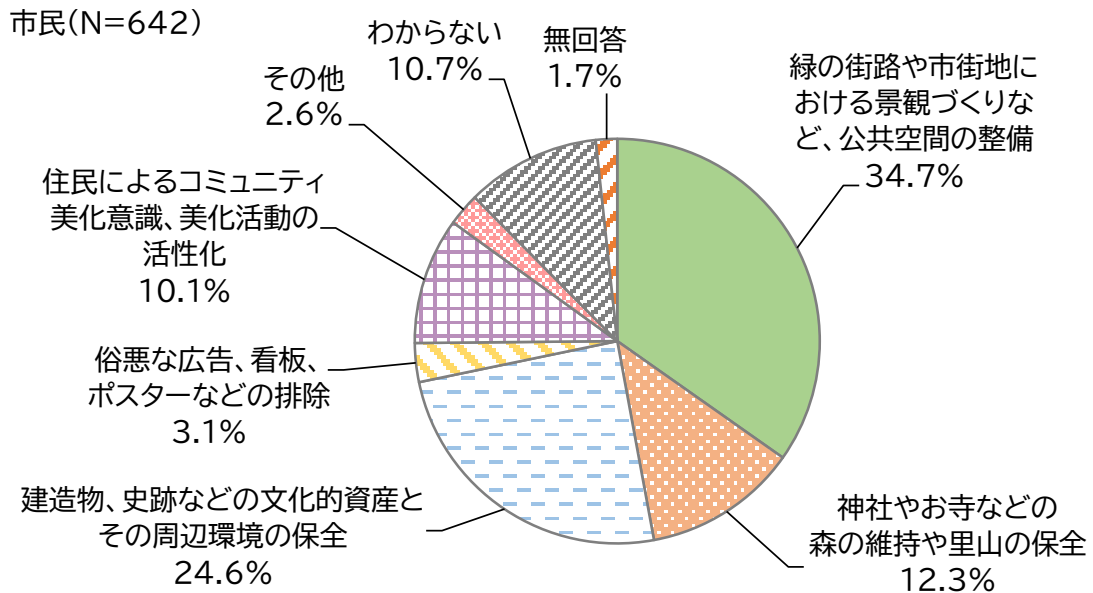
- 歴史的風致維持向上計画に基づく取組の推進
- 亀山市景観計画に基づく取組の推進
- 歴史や文化を学ぶ講座・企画展の実施
- 「かんこ踊り」をはじめとした地域固有の民俗芸能の記録化と発信
- 地域固有の食文化などを活用したイベント等の実施
- 地域や学校と連携した学習機会の提供 など

◆伝統芸能や伝統行事などの文化活動の伝承について



出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

◆文化的景観維持のために必要な取組



出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

取り組み

- 市内の歴史的な資源である東海道沿道環境の向上のため、東海道沿線や宿場町の歴史的な資源の整備、活用に取り組みます。
- 坂本棚田等の市内にある魅力的な景観を保全していくとともに、「関宿祇園夏まつり」や「棚田あかり in 坂本」など地域の行事やイベントを支援します。
- 地域固有の民俗芸能や生活文化等に関する講座の開催や記録化、資料の紹介、展示など身近に触れる機会を設けるとともに、亀山市史が見やすく、利用しやすいものとなるよう改善を図ります。
- 博学連携事業や学校行事などにおいて、次世代を担う子どもたちが、地域固有の民俗芸能、生活文化などを学習する機会を提供します。



◆関宿祇園夏まつり



◆歴史博物館による学校への出前授業

基本方針4 文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出 つなげる・いかす

基本施策1 文化芸術を生かした多様な交流の促進

現状と課題

これまで、文化振興ビジョンに基づき、他の自治体や様々な文化芸術活動団体間などにおいて、市民が広く参加できる文化芸術を通じた交流を促進する施策を展開してきました。

アンケートでは、文化を感じるまちの一般的なイメージについて、「お祭りが盛んで多くの人が集まるまち」の17.4%、「市民の自主的なサークル活動や趣味の活動が活発なまち」の13.2%に対し、特に亀山市において文化を感じる分野については、それぞれ「お祭り」が19.2%、「市民の自主的なサークル活動や趣味の活動」が12.2%となっており、一般的なイメージと本市像に開きは無いところです。

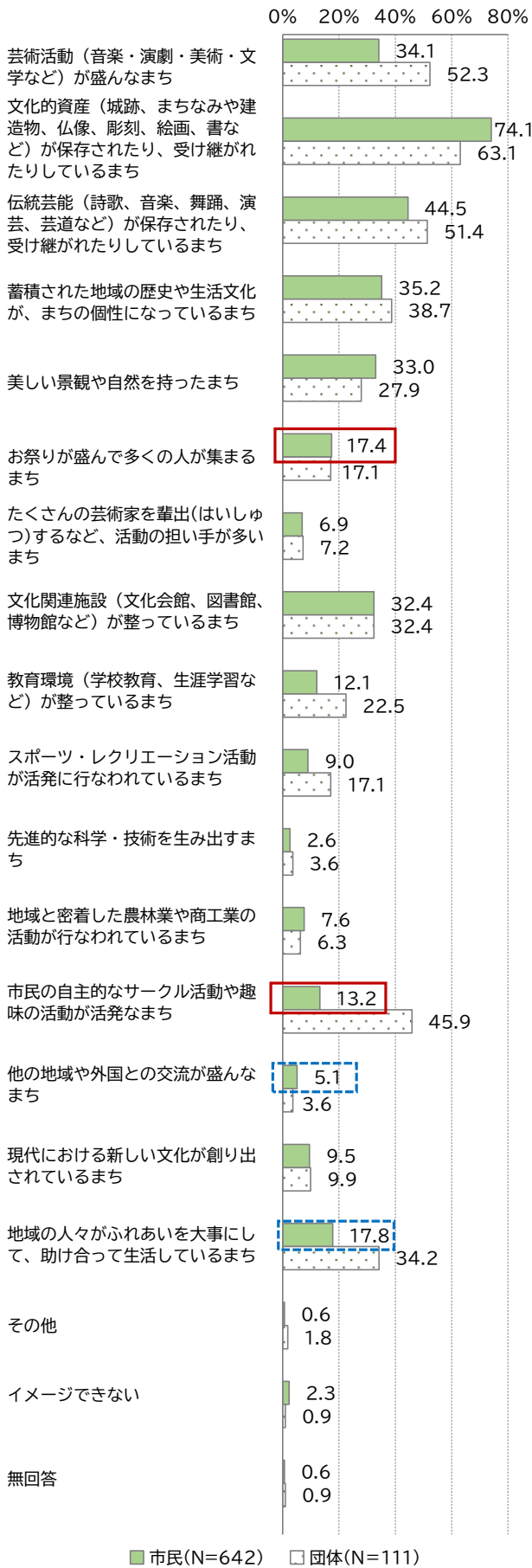
その一方で、「地域の人々がふれあいを大事にして、助け合って生活しているまち」の17.8%、「他の地域や外国との交流が盛んなまち」の5.1%に対し、それぞれ「地域の人々のふれあい」が7.7%、「他の地域や外国との交流」が0%となっており、一般的なイメージと本市像に隔たりが生じています。

これらのことから、文化芸術を生かした世代間や地域間、異文化・国際交流を促進するとともに、都市間や様々な文化芸術活動団体間の交流など多様な交流を更に深めていく必要があります。

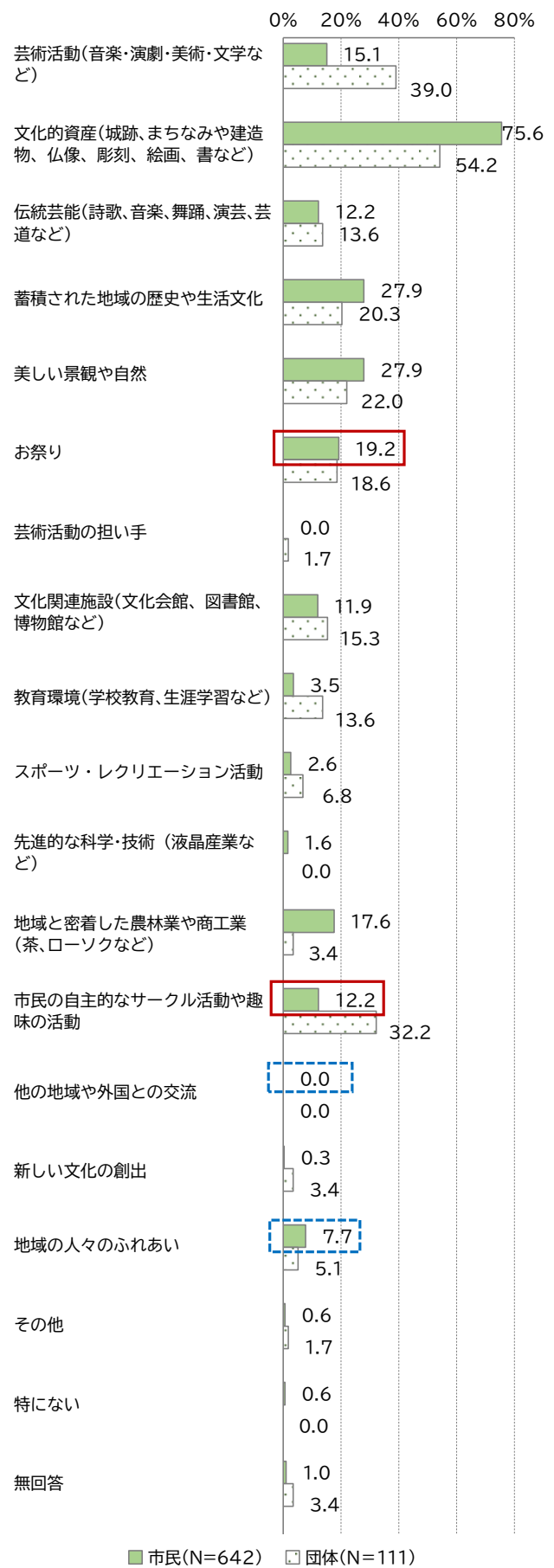
■ □ ■ □ ■ □ ■ これまでの事業例 ■ □ ■ □ ■ □ ■

- 亀山ミュージカルの開催
- 放課後子ども教室の開催
- 日本武尊・白鳥伝説三市交流事業の開催
- 芸文祭、文化会館フェスタなど文化芸術活動団体間の交流事業支援
- 伊賀市・滋賀県甲賀市との広域連携推進会議による事業の開催
- 災害時相互応援協定を締結する岡山県高梁市、青森県五所川原市との交流
- 国際交流団体による事業への支援、日本語教室の開催 など

◆文化を感じるまちの一般的なイメージ



◆特に亀山市において文化を感じる分野



出典：亀山市の文化振興に関するアンケート調査（令和2年8月）

取り組み

- 小中学校における総合的な学習の時間や地域行事などにおいて、児童・生徒と地域住民が本市の食文化、伝統芸能等の文化芸術を生かした世代間交流を深める取組を推進します。
- 文化芸術を通じて異文化・国際交流の機会を設けることで、文化芸術の多様性を尊重する心を育み、相互理解へ繋がる取組を推進します。
- 児童・生徒が異なる国の文化に触れる機会をつくることで、子どもたちの国際社会への興味関心を高め、学校における多文化共生教育、国際理解を進めます。
- 近隣市町や都市間連携を行う自治体などと文化芸術に係る多面的な交流を図り、互いの地域資源を活用するなどして、文化芸術に関わる情報交換や事業連携を図ります。
- 文化会館の自主文化事業や市芸術文化協会と連携した事業などを通じて、様々な文化芸術活動団体間の交流を図り、相互の活動の促進に繋がります。

基本施策2 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

現状と課題

文化芸術は、豊かな創造力や感性を育む源泉であるとともに、多様な価値観を認め合う共生社会を実現し、地域社会の活力や魅力を高め、これを持続的に発展させるために重要な役割を果たしています。

本市では、「亀山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、地域の歴史・文化遺産を総合的に把握し、重点的・一体的に保存整備を図ることにより、地域のまちづくりや景観形成に繋げています。また、市内全域に設立された「地域まちづくり協議会」が地域の特性を生かしたまちづくりを進めており、様々な分野で市民活動や交流が活性化し、「市民力・地域力が輝くまちづくり」が進んでいます。

そのような中、文化芸術については、「かめやま文化年」を中心に地場産業であるローソクや亀山茶等の産業、文化芸術と健康を組み合わせたウォーキングなど、他分野と連携した事業を実施し、市内の文化芸術の魅力の再発見へと繋げています。今後は、より一層、文化芸術分野と他分野との連携を強化し、市民の健康的な暮らしを支え、地域経済の活力と魅力にあふれるまちづくりを推進する必要があります。

■ □ ■ □ ■ □ ■ これまでの事業例 ■ □ ■ □ ■ □ ■

- 地域資源を活用した学習機会の提供
 - 亀山市地域ブランド創出事業の実施
 - 青空お茶まつりの開催
 - 亀山市フィルムコミッション事業の支援
 - 高校総体において亀山茶のふるまい
 - 市美術展の開催
 - かめやま文化年の取組の実施
- など

取り組み

- 文化芸術を体験し、学べるよう、ゲストティーチャーや学習支援ボランティアなど地域の人材の協力を得るとともに、アウトリーチ活動や博学連携など学校教育活動等との連携を進めます。
- 本市の文化芸術を結び付けた地域ブランドの創出や観光ツアーの開催など誘客にも繋がる取組を推進し、産業・観光分野との連携を進めます。
- 障がい者の文化芸術に関する表現活動を支援するとともに、歴史の道ウォーキングなど史跡巡りを健康・スポーツツーリズム^{※9}と関連付けるなど健康・スポーツ・福祉分野との連携を進めます。
- （仮称）亀山市観光事業会議、スポーツコミッション^{※10}などと連携し、文化芸術に関する取組を推進するとともに、市内外の事業所に本市の文化芸術活動への参画を促します。
- これまでの「かめやま文化年」を礎に、様々な分野の取組と文化芸術の連携による、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げる新しい仕組みづくりを研究し、進めます。



◆文化会館の活用及びイルミネーションによる
まちのにぎわいの創出



◆亀山市フィルムコミッションと文化財との連携

※9 スポーツツーリズム：プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などをめざす取り組みのことです。

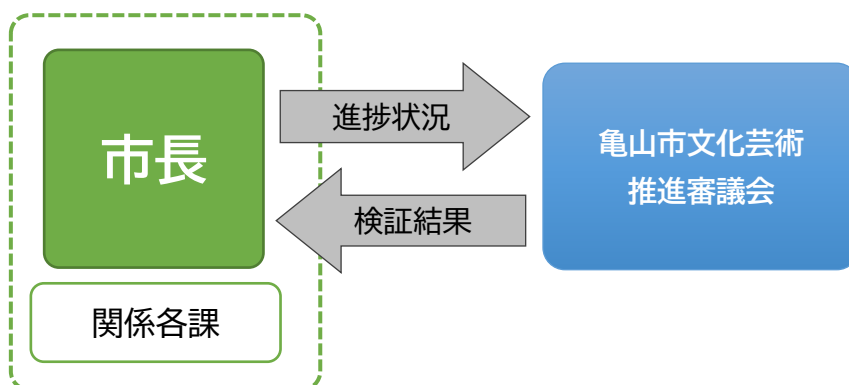
※10 スポーツコミッション：地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進していく組織の総称です。

第 5 章

計画の推進に向けて

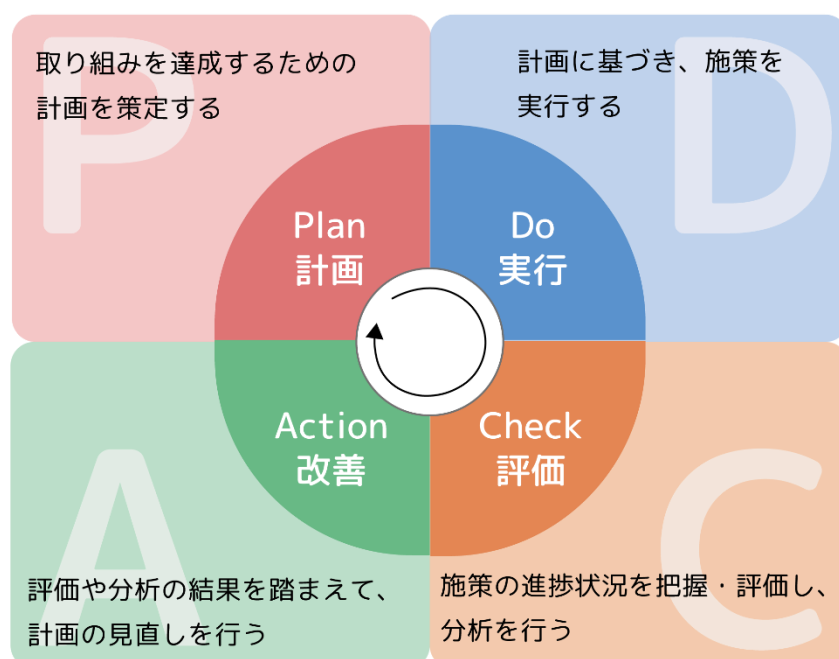
1 推進体制

本計画の推進のため、毎年度、関係各課の取組状況を把握するとともに、亀山市文化芸術基本条例第16条の規定に基づき設置された亀山市文化芸術推進審議会に、計画の進捗状況を報告し、検証を行います。



2 進行管理

本計画の実効性を確保するため、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）の考え方に基いて進行管理します。また、その評価・分析により、取組内容の改善や見直しを行うことで、より効果的に取組を進めます。



資料編

1 亀山市文化基本条例及び文化芸術推進基本計画検討委員会

役職	氏名	選出内容	所属等
委員長	山田 康彦	学識経験を有する者	三重大学教育学部特任教授 (美術教育)
副委員長	広森 繁	文化関係団体の代表者	亀山市文化会館館長
委員	岩本 敏	専門知識を有する者	オフィス・らくだ (元小学館雑誌編集長)
委員	木島 里香	専門知識を有する者	亀山市文化財保護審議会委員
委員	高嶋 征二郎	文化関係団体の代表者	亀山市芸術文化協会会員
委員	笠井 博	公募により 選出された者	市民代表
委員	田中 義雄	公募により 選出された者	市民代表
委員	寺嶋 吉明	公募により 選出された者	市民代表
委員	辻村 俊孝	市職員	亀山市生活文化部次長

2 策定経緯

会議名	開催日	開催内容
第1回	令和元年8月6日	・スケジュール ・亀山市の現状について ・文化の定義、(仮称)文化振興条例骨子について
第2回	令和元年10月29日	・(仮称)文化振興条例素案の検討について
第3回	令和2年3月16日	・(仮称)文化振興条例素案の検討について ・アンケート調査について
第4回	令和3年4月20日	・アンケート結果について ・(仮称)文化振興条例素案の検討について ・(仮称)文化芸術推進基本計画骨子案の検討について
第5回	令和3年7月19日	・(仮称)文化芸術基本条例の検討結果について ・(仮称)文化芸術推進基本計画骨子案の検討について
第6回	令和3年11月22日	・(仮称)文化芸術推進基本計画の検討結果について ・(仮称)文化芸術推進基本計画の名称について
定例教育 委員会	令和3年12月22日	・(仮称)文化芸術推進基本計画(案)について
第7回	令和3年12月23日	・(仮称)文化芸術推進基本計画の検討結果について

3 関係規程

令和3年12月21日

亀山市条例第21号

○亀山市文化芸術基本条例

亀山市では、古代三関の一つである鈴鹿関、東海道伊勢国の宿場町である関宿などの交通の要衝として育まれた歴史と緑豊かで温暖な気候に恵まれた風土が礎となり、地域のかんこ踊りなどの民俗芸能をはじめとする多くの文化芸術が生み出され、継承されてきました。

これらの先人たちによって培われてきた文化芸術は、人々の生活の中で脈々と受け継がれ、今日において、様々な交流や賑わいにつながり、新たに現代アートやミュージカルなどの文化芸術が創造されています。

このように、文化芸術は、豊かな創造力や感性を育む源泉であるとともに、多様な価値観を認め合う共生社会を実現し、地域社会の活力や魅力を高め、これを持続的に発展させるために重要な役割を果たしています。

私たちは、これまでに培われてきた文化芸術をかけがえのない財産として未来へ引き継ぎつつ、新たな文化芸術を創造することによって、心豊かで活力と魅力にあふれるまちを目指すことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで活力と魅力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 芸術、生活文化、文化財等その他の文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）に規定する文化芸術及び文化的な景観をいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、発信し、継承し、若しくは享受し、又はこれらを支える活動をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人、市内で事業又は活動をする個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民の自主性及び創造性を尊重しなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民が等しく文化芸術活動に参加できる環境

の整備を図るよう努めなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な主体の連携、協働及び交流を図るよう努めなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、これまでに培われた文化芸術を、市民共有の財産として未来に引き継ぎ、発展を図るよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うとともに、多様な文化芸術を理解し、及び尊重し、並びに相互に交流を深めるよう努めるものとする。

(文化芸術の推進に関する計画の策定)

第6条 市長は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する計画（法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画をいう。以下「文化芸術推進基本計画」という。）を策定するものとする。

2 前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く市民の意見を聴くものとする。

(市民の文化芸術活動の充実)

第7条 市は、市民が年齢、障がいの有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動に参加できる環境の整備を図るものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第8条 市は、次代を担う子どもの豊かな創造力や感性を育むため、子どもが優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組むものとする。

(交流の促進)

第9条 市は、文化芸術の継承及び発展のため、世代、地域、分野及び国籍を越えたあらゆる文化芸術活動の交流の促進に取り組むものとする。

(協働による文化芸術活動の推進)

第10条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う文化芸術活動の充実を図るため、協働による文化芸術活動の推進に取り組むものとする。

(文化芸術の継承と活用)

第11条 市は、先人たちによって培われてきた亀山市固有の文化芸術を次世代に継承するとともに、それらの魅力及び価値を高めるための活用に取り組むものとする。

(文化芸術活動を担う人材の育成)

第12条 市は、文化芸術活動を担う人材を育成するために、必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び発信)

第13条 市は、亀山市の魅力を生内外へ伝え、かつ、市民が文化芸術活動に関する情報を十分に享受できるようにするため、文化芸術に関する情報の積極的な収集及び発信に取り組むものとする。

(文化施設等の活用及び充実)

第14条 市は、市民による自由な文化芸術活動を促進するため文化施設等の活用及び充実に取り組むものとする。

(文化芸術を生かしたまちづくりの推進)

第15条 市は、教育、健康、スポーツ、福祉、産業、観光その他の様々な分野において、文化芸術に関する連携を図ることで、市民の心身ともに健康的な暮らしを支え、活力と魅力にあふれるまちづくりの推進に取り組むものとする。

(審議会)

第16条 法第37条の規定に基づき、亀山市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 文化芸術推進基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 専門知識を有する者

(3) 文化関係団体の代表者

(4) 公募により選出された者

(5) 市職員

(6) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第16条の規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表亀山市コンプライアンス委員会委員の項の次に次のように加える。

亀山市文化芸術推進審議会委員	日額 7, 100円
----------------	------------

○亀山市文化基本条例及び文化芸術推進基本計画検討委員会要綱

平成31年1月22日

改正 令和2年11月2日

(題名改称)

(設置)

第1条 市の文化芸術の振興に関する基本理念、施策の基本的な事項等を定める条例(以下「条例」という。)及び文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、亀山市文化基本条例及び文化芸術推進基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(令2.11.2・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例及び計画に定めるべき事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(令2.11.2・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)専門知識を有する者
- (3)文化関係団体の代表者
- (4)公募により選出された者
- (5)市職員
- (6)その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、条例及び計画の案の策定の日までとする。

(令2.11.2・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、公開する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年1月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和2年11月2日)

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

○亀山市文化基本条例及び文化芸術推進基本計画庁内検討ワーキンググループに関する内規

令和2年12月10日

(設置)

第1条 市の文化芸術の振興に関する基本理念、施策の基本的な事項等を定める条例(以下「条例」という。)及び文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、亀山市文化基本条例及び文化芸術推進基本計画庁内検討ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、条例及び計画の策定に関し、条例及び計画に定めるべき事項について検討するものとする。

(構成員)

第3条 ワーキンググループの構成員は、別表に掲げる課の長をもって充てる。

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 ワーキンググループに、リーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは文化スポーツ課長、サブリーダーはまちづくり協働課長とする。

2 リーダーは、会務を総理し、ワーキンググループを代表する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、議長となる。

2 リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の者をワーキングに出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 構成員の任期は、条例及び計画の案の策定の日までとする。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、リーダーがワーキンググループに諮って定める。

附 則

この内規は、令和2年12月10日から施行する。

別表(第3条関係)

構成員
政策課 まちづくり協働課 文化スポーツ課 地域観光課 地域福祉課 長寿健康課 産業振興課 生涯学習課



亀山市文化芸術推進基本計画

発行 令和4年(2022年)3月
編集 亀山市生活文化部文化スポーツ課文化共生グループ
〒519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1
TEL : 0595-96-1223
FAX : 0595-96-2414